

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	管財課
委託業務名	庁舎本館昇降機（3号機）改修業務委託
委託業務場所	大津市御陵町
概要	庁舎本館昇降機（3号機）の改修
契約期間	令和4年8月1日から 令和6年3月31日まで
契約年月日	令和4年7月27日
契約金額	17,490,000円
契約の相手方	〔所在地〕 大阪市北区天満橋一丁目8番30号 〔名称〕 三菱電機ビルソリューションズ株式会社関西支社
契約相手方の選定理由	設置後、34年経過している庁舎本館昇降機（3号機）の製造者による保守部品供給終了に伴い、今後の機能維持のための保守契約の更新ができないことから、既設昇降機で再利用可能な機器及び部品等の設備を引き続き利用し、経費の抑制と時間の縮減を図りながら、機器の改修を行うもの。 当該業務については、当該機器の機能・品質の保持において、既設流用する設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外のものには施工出来ないことから、本設備の製造業者である当該業者と随意契約を締結するものである。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。